

暮らしのお知らせ

6月2日から受け付け

市営住宅の入居者募集

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

- 申し込み資格に次の全ての要件を満たす人
- 住宅に困っている
- 6カ月以上続けて、市内に居住しているか勤務先がある
- 同居しようとする親族がいる(高)

団地名(住所)	募集戸数(階数)	間取り	入居人数
一般市営住宅			
南田護台団地(団護台1254-2)	1戸(2階)	1DK(6畳)	単身可
中田護台団地(団護台2-3-1)	1戸(3階)	3DK(6、6、6畳)	単身可
吾妻南団地(吾妻2-1-1)	1戸(4階)	1K(6畳)	単身可
橋賀台団地(橋賀台3-1)	2戸(1、3階)	3K(6、6、3畳)	2人以上
地域優良賃貸住宅			
加良部住宅(加良部3-17-1)	1戸(1階)	2LDK(6、4.5畳)	2人以上

年齢などは単身で入居できる場合あり)

- 市税を滞納していない
- 緊急連絡先がある(連帯保証人は不要)
- 申込者・同居しようとする親族が暴力団員ではない

○同居しようとする親族がいる(高)

○所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8,000円以下(高齢者・障がい者・小学校就学前の子がいる世帯などは21万4,000円以下)

地域優良賃貸住宅

○高齢者・障がい者等世帯、18歳未満の子がいる世帯のいずれかである

○所定の方法で算出した世帯の所得月額が21万4,000円以下
入居期間に地域優良賃貸住宅のみ3年間(期間満了時に申し込み資格に該当する場合は再契約可)

家賃に希望する住宅や世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所に建築住宅課(市役所5階)、下総・大栄支所

申し込み方法に事前に直接または電話で同課(☎20・1564)に

予約してから、6月2日(月)16

日(月)に申込書を同課へ

※くわしくは同課へ。

気軽に相談してください

**人権擁護委員
行政相談委員**

毎年6月1日は、人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者などを巡る人権問題などの相談に応じます。

行政相談委員は、行政に対する意見や要望を聞き、それについての助言や関係機関への通知などの活動をしています。

市では、法務大臣・総務大臣から委嘱された人権擁護委員・行政相談委員による「もめぐと・なやみごと・苦情相談(人権・行政相談)」を実施しています。

秘密は厳守されるので、気軽に相談してください。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(13ページ)で確認してください。各委員は次の通りです(50音順・敬称略)。

人権擁護委員
石井富美江、岩澤美由紀、江波戸秀記、齊藤利明、佐久間美奈子、佐々木英夫、土谷紀子、野村豊、藤井大介、宮田幸世、村嶋隆美、諸岡由吏子

行政相談委員
大木孝男、加瀬京子、深山芳文

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

成田都市計画

成田赤十字病院地区の地区計画と用途地域の変更について、原案を縦覧できます。また、説明会、公聴会を行います。

説明会
日時 5月18日(日)午後2時から
会場 市役所6階中会議室

原案の縦覧
期間 5月19日(月)～6月2日(月)

縦覧場所 市役所5階

意見の提出(地区計画のみ)

意見の提出方法 6月9日(月)当日消印有効)までに同課にある

意見提出書を直接または郵送で

都市計画課(〒286・8585

花崎町760)へ

公聴会(用途地域の変更のみ)

日時 6月22日(日)午後2時から

会場 市役所6階中会議室

公述を希望する人は

公述人の資格 市内に住所のある

人、利害関係者(法人含む)

申し出の方法 都市計画課にある

公述申出書に意見の要旨を添えて、

直接または郵送で都市計画課(〒286・8585

花崎町760)へ。申し出者多数の場合

は抽選で公述人を選定(結果は本人に通知)

申し出期間 5月19日(月)～6月2日(月)(当日消印有効)

※説明会への参加や公聴会の傍聴

を希望する人は当日直接会場へ。

公述の申し出がない場合は中止

します。くわしくは同課(☎20・1560)へ。

梅雨に備えた準備を

道路側溝の清掃

落ち葉などが道路側溝に堆積し集水桝が詰まると、雨水などが道路上にあふれ、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

梅雨に備え、自宅周辺の道路側溝の清掃にご協力をお願いします。

※くわしくは道路管理課(☎20・1551)へ。

おうちでできるSDGs

太陽光パネル蓄電池の共同購入

県では、太陽光パネルや蓄電池をお得に購入できる共同購入の参加者を募集しています。

申込方法 9月4日(木)までに、みんなのおうちに太陽光ホーム

ページから参加登録をする。後日、メールで送付される見積額

を確認して、購入する場合はホームページから手続きする

※くわしくは、みんなのおうちに太陽光事務局(☎0120・758・300)へ。



みんなのおうちに太陽光ホームページ

所有者は定期的な草刈りを

農地の適正管理

農地の雑草を伸びたままにしておくと、害虫類の発生原因となるなど、近隣農地に迷惑がかかります。農地の所有者は、定期的に草を刈るなど、農地を適正に管理してください。

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

水の安全のために

水道事業運営審議会委員

市では、水道事業の健全な運営を確保するために、事業経営や水源の対策などについて審議する委員を募集します。

応募資格 7月15日時点で18歳以上74歳で、市営水道(簡易水道を含む)を利用して人(ほかの審議会などの委員、議員、市の常勤職員は除く)

募集人員 3人

任期 令和7年7月15日～9年7月14日

選考方法 書類審査(選考結果は応募者全員に書面で通知)

応募方法 5月30日(金)(必着)までに、水道部業務課(〒286・0012 山口293・1)または市ホームページにある申込書

と応募理由(400字程度)を直接・郵送・Eメールのいずれかで水道部業務課(Eメール gyomu@city.aria.chiba.jp)へ



市ホームページ

※会議はオンライン方式でも参加できます。くわしくは同課(☎22・0269)へ。

活動してみませんか

国民健康保険運営協議会委員

市では、国民健康保険事業について協議する委員を募集します。

応募資格 7月1日時点で18歳以上71歳で、市の国民健康保険に加入している人(ほかの審議会などの委員、議員、市の常勤職員は除く)

募集人員 1人

任期 令和7年7月1日～10年6月30日(会議は年2回)

選考方法 書類審査(選考結果は応募者全員に書面で通知)

応募方法 5月30日(金)(必着)までに、保険年金課(市役所1階)または市ホームページにある申込書と

応募理由(400字程度)を直接・郵



開幕式であいさつ(19日)

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



4月16日(水)～30日(水)

- 16日 優良建設工事表彰式
- 17日 成田祇園祭実行委員会
- 18日 佐倉人権擁護委員協議会第二部会総会
- 19日 成田太鼓祭開幕式・千年夜舞台
- 20日 成田航空少年団総会
- 21日 駅前クリーン運動
子ども宇宙プロジェクト
- 23日 千葉県市長会定例会
- 24日 なりた環境ネットワーク役員会
更生保護女性会総会
- 25日 千葉県長沼水害予防組合組合会
- 26日 千葉県青少年相談員表彰式・委嘱状交付式
- 27日 北総地区少年野球大会

今月の納期限

6月2日(月)

軽自動車税

※くわしくは納税課(☎20-1519)へ。

期限までに支払いを

自動車税

自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)です。

地方税お支払サイトからのクレジットカード払い・口座振替などのほか、スマートフォン決済アプリも利用できます。詳細は納税通知書に同封のしおりで確認してください。



地方税お支払サイト

※くわしくは佐倉員税事務所(☎043・483・1150)へ。

暮らしのお知らせ

所有者は早めに草刈りを

土地の適正管理

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑がかかります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地を適正に管理してください。

市では、草刈り機を無料(刈り刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。 ※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

土地所有者にも罰則が

土砂などの搬入

市では、5月26日から「宅地造成及び特定盛土等規制法」による規制が始まることから、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を「成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例」に改正し、搬入土砂などの土質については引き続き規制を行います。

市内において土砂などによる500平方メートル以上の埋め立てなどを行う場合には、条例で定める手続きが必要となります。土地を適正に管理するため、土地の所有者は次のことに注意してください。

○事業者などが手続きを行う際は、自らも市に届ける書類を確認し、控えを保存する

○土地を提供する場合は隣接地などとの境界を明確にし、土壌の汚染を発生させないようにする

○事業期間中は定期的に見回りをを行い、工事が計画通りに実施されているか確認し、計画通りに実施されていない場合には中止させる

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

料金割引などを延長

成田スマートインターチェンジ

通行料金の割引と利用時間の拡大が、令和8年3月31日まで延長されました。

利用時間 午前6時～午後3時
対象車種 ETC搭載の全車種
割引料金 軽自動車など・普通

車・中型車1000円、大型車1500円、特大型3000円
※くわしくは県道路計画課(☎043・223・3120)へ。

購入前に申請を

雨水貯留施設設置費補助金

市では、雨水の有効な利用を図るため、雨水貯留施設を設置する人を対象に補助金を交付しています。

申請は購入前に行ってください。

対象設備と補助額

①小規模雨水貯留施設(雨どいから雨水を集水する構造で、容量が100リットル以上の未使用品の物)：設置費用の2分の1(上限3万円)

②浄化槽転用型雨水貯留施設(不要となる浄化槽を転用し、雨水を貯留する物)：槽内清掃費を除く設置費用の2分の1(上限10万円)

申請期限 3月16日(月)

※②は合併処理浄化槽設置整備事業補助金を利用して単独処理浄化槽を雨水貯留施設へ転用する場を除外。くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

設置費補助金を交付

じんかい集積所

市では、じんかい集積所などを新設または、改造する区・自治会などに補助金を交付しています。

補助金の交付を希望する場合は、事前に申請が必要です。

補助の上限額(基金当たり)

○じんかい集積所新設：19万5,000円

○じんかい集積所改造：9万円

○移動集積カゴ：6万円

○資源物回収所：30万円

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

正しい使用と点検を

公共下水道 農業集落排水

各家庭の排水管へ、野菜くず・残飯・油・薬品類・水に溶けない紙などを流すと、污水管の変形や詰まりの原因となります。

修理には多額の費用がかかる場合がありますので、日頃から正しい使用と点検をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容=防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語=日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法=右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス